

## 役員（常任理事・理事）選出細則

（目的）

第1条 この細則は、役員（常任理事・理事）の選出について定めるものとする。

（常任理事）

第2条 常任理事は、各専門部長として会長が指名し、評議員会の承認を得る。

2 常任理事の定数は、専門部の数と同じとする。

（理事）

第3条 理事は、各専門部員として会長が指名し、評議員会の承認を得る。

2 理事の定数は、原則として各地区及び支部1名とする。

ただし、地区及び支部会員数50名以上は2名、100名以上は3名、150名以上は4名とする。

（改選）

第4条 役員（常任理事・理事）の改選は、原則として定員の半数とする。

平成20年4月15日 一部改正 第3条

平成21年3月 3日 一部改正 第3条

令和 5年5月24日 一部改正 第3条